



では法制局が出ておりますからお答えさせることにいたします。

○正井伊良馬(高橋正二)君　たかしまよしのり  
務長官からの御指名もございましたので、私から一応申し上げさせていたただ  
きたいと思います。この旧金鷲勅章年金受給者に関する特別措置法は議員提案  
案ということになっておりまして、私もこれを持見したわけですが、仰せのとおりに十四条の問題がど  
うかということです。個人として尊重される。「個人の尊厳性」というものに根ざすのはそこで  
ございまして、要するに、個人の尊厳性というものが各自について同じである。まあ、そういうところから実は十四条の「法の下に平等」というものが出  
てまいるわけでございますが、これが何を意味するか、これは、これは厳として禁止しておるわけ  
でござりますが、いわゆるよく言わる人間の尊厳性といふものに支障を来たさない  
ようなそういう平等を書するような行  
為は、これは厳として禁止しておるわけですが、これもは十  
四条は別段問題にしているわけでござ  
いませんので、いろんな法制にいろんな  
問題が出てまいりますわけでござ  
ますが、それらが合憲と見られるの  
は、やはりそれぞれの事情に基づく合  
理的なものであるからという理由がつ  
くわけでございます。そこで、この問題  
でございますが、第一条を拝見いた  
しますと、旧金鷲勅章年金受給者の  
つて受けていた経済的待遇が失なわれ  
たというわけで、ここで見ております

のは、榮典というようなものではなくて、かつて受けた経済的待遇、一定の状況、そういうものにかんがみて、これに対し一時金を支給するといふたてまえになつております。したがいまして、こういうことをするのがいいのか悪いのかという政策上の問題も、これが憲法違反であるということをきめつけるわけには私は参らぬと思はむろんあり得ると思ひますけれども、それが憲法違反であるということをきめつけるわけには私は參らぬと思ひますが、その理由はいま申し上げたような理由でござります。

○伊藤頭道君 時間がないから、深くは掘り下げる時間がないと思いますけれども、かつての地位というのは、旧榮典であった金鰫勲章、そういう所持者でなければこの一時金はもらえない、こういうふうに限定しておるわけです。したがつて、かつての地位に対して――このかつての地位といふのは、旧榮典であった金鰫勲章所持者でなければならぬ、そういう観点からいえば、当然これは、提案者がこれは榮典ではないとはつきり言つておりますけれども、そこに疑義が出てくるわけです。しかし、時間の関係でこれ以上掘り下げることはいたしませんが、そこで政府に伺いますが、政府はこの法案を積極的に支持しておるわけです、賛成しておるわけです。にもかかわらず、この前もちょっと伺いましたが、政府自体が提案をしていない。いろいろこの前おつしやいましたが、どうも成しながらみずから提案しなかつた理由があるというふうに私どもは断定せざるを得ないわけです。政府自体は賛成の根本的な根拠をひとつ承りたい。

○政府委員(野田武夫君) 先般も当委員会で同様なお尋ねがございましたから、その際にも申し上げておきましたが、大体政府の見解は、さらに明確に、この法案が可決された場合は政府としてはこれを尊重するという意思も表明しております。しかし、いまお尋ねの、なぜそれならば政府提案にしないかということをござりますが、さきに申し上げましたとおり、すでに本法案は数回にわたって議員立法として国会に提出されております。議員立法で提案されましても、また、政府提案をいたしましても、法案の取り扱い、また、これを可決した場合に対する政府の態度というものが一番大事なことでございまして、まあ何と申しますか、政府にはずいぶん多くの法案をかかえておりまする関係上、政府と与党間に連絡をいたしまして、この法案の取り扱いをどうするかといふような、事前に、国会に提案前に検討いたしますして、やはり数回議員立法として提案したものであるから、与党としてはこれを議員立法として提案するという御趣旨でございましたから、政府といたしましては、これをわざわざ議員立法として御提案なさるのを、政府から、私のほうから出しますと言う必要を認めない。何となれば、これはもう御存じのとおり、政府提案でありましても議員提案でございましても、法というものは何らその間に差別がないのです。政府・与党の連絡の上でもって、国会対策上議員立法としてお出しになることを政府ともいたしまして承認した、こういう段階でございます。

もうとしても、お伺いすれば必ず政府は検討してきたということ尽きてい るわけですから、その検討の結果こう いう解釈をしたのじゃないですか。先 ほども申し上げたように、金鷲勲章そ のものも、また、過去の榮典と与えた ことについてもこれを否定した、憲法 の精神にそぐわないとして法をもつて 金鷲勲章そのものを廃止し、そうして 過去の榮典を与えたことについてもこ れを否定した。法をもつて否定してい るわけです。あるいは廃止しているわ けです。したがって、その政府が法を もつて廃止し、もしくは否定をした。

否定をした政府自体がまたこのことに 関して法律を出すことはこれはできな い。これはそうだと思うわけです。法 をもつて廃止し、否定したことを持た 法をもつて国会へ出す、そういうこと はできないわけです。だからいろいろ おっしゃいましたが、根本的な理由 は、そういう関係があつて政府自体は 提案しなかったのではないか。あえて 政府が提案しなかった根本的な理由は そこにあるんじゃないか、こういうふ うに私は考へざるを得ないわけです。 政府がですよ、繰り返し申し上げます けれども、法をもつて憲法の精神にそ ぐわないということで廃止し、あるい は否定したわけです。法をもつて。し たがって、またそのことに関して政府 が法を出すわけにいかない。したがつ て、議員提案にまかした。しかし、政 府もやりたいのでこれに賛成した。こ れがほんとうの真相ではなかろうかと 思うんですよ。ほんとうのことをひと つお答えいただきたい。

はたんかに申し上げておるのでござります。そういうことでございまして、これが憲法上違反であるとか、さらには、同じものが前国会でございますから、衆議院の委員会を通過いたしておられます。そのうことでございまして、これが憲法上違反であるとか、さらに非常に疑義があるということになりますれば、やはり衆議院の委員会を通過したような法案でござりますだけに、政府といたしましては、さらに慎重を期すのでございますが、実はその当時も相當論議され、しかも衆議院の委員会でこの法案が通過しているという事実にかんがみますると、いま法制局からも申し上げ、私も申し上げますとおり、憲法上の疑義はない、こういう立場でございましたから、ただ、法案の取り扱い上、政府案として今度、今国会に百六十近い法案を出してありますし、いろいろ手続上なかなかこの法案の取り扱いは、政府・与党間に一応の話し合いをいたしませんと、かつてに政府提案をする、かつてに議員立法にするということは、実は避けておりまして、この法案の取り扱いは政府与党でもって意見の一一致を見た上でやろうということでございます。したがつて、この旧金鷄勲章年金受給者の特別法案は、従来のとおり議員立法として提案するという与党側のお申し出がございましたから、政府はこれを了承したわけでございまして、いろいろいふと、何か政府がこの法案をいやがつてどうだとかといふようなことがございましたから、政府はこれを了承したわけですがございまして、いろいろな態度としては少しもそういう点がなかったのと、また、この議員立法の提案につきましては、十分政府も与党から打合せを受けてやつておるの

（伊藤原宣吉）現在の米典である熟算表でござりますから、いまのようないるいろいろ御推測がございましたが、政府はやはりこの法案の提案ということについてもさして了承いたしたと申しますか、きまして了承いたしたと申しますか、賛成いたしたといいますか、十分了解を得てやっていることでございまして、いま憶測されましたことは、政府としては何ら今日までに論議もしておりませんし、考えもしていなかつたということをはつきり申し上げておきま

は、憲法の精神に従つて、何らの恩典ではないわけです。これははつきりしておる。文化勲章もその例外ではないわけです。ただ、文化勲章と文化功労者年金とがあつて、世人ややもするとこれを混同して、文化勲章をもらえば年金をもらえる、これは恩典だ、こういふうふうに簡単に考えてゐる人があるようですが、これは私が言うまでもなく、文化勲章と文化功労者年金とは全然別個のものであつて、何ら関係ないわけです。したがつて、文化勲章をもらつたそのことは年金に通ずるものではないわけで、全然別個のものですから、したがつて、文化勲章すらその例外ではないと私はあえて申し上げたわけです。ところが、過去の榮典であつた金鵄勲章、その年金受給者だけに限つて云々ということであるから、これは一つの恩典になる。恩典だとすれば、その者に限つて恩典だとすれば、これは当然に法の上の平等に反するのではないか、こういうことがはつきり言えると思うのです。この点はどうですか。

た、お示しの文化勲章、文化功労者年金は仰せのとおりでございます。従来廃したもの、さらに、たとえばこの年金をあらためて、年金の受給者の身分を対象として出すことは、榮典にやはり関連があるというおことばでござりますが、たまたまこれが金鷲勲章といふいう勲章の受給者でございます。そこで、政府いたしましては、たとえば恩給の、ことに軍人恩給のごときも、これはもちろん廃止をいたしております。しかし、その後の社会情勢またけで、やはり恩給制度で復活しております。こういうものは、やはり一度法によつて廃止されたのであるから、ただ政府による当時廃止されたものを、今回新たにやはり恩給制度で復活しております。は、この金鷲勲章受給者のみ復活したと、こういうことをよく誤解されるおそれがあるのでございますが、政府といたしましては、それがたまたま金鷲勲章の受給者でありましても、われわれは決して金鷲勲章の復活また金鷲勲章に対する云々ということではなくて、過去に持つておられたこの年金受給者と皆さんの身分を考えまして、今日そのいわゆる從来の既得権と申しますか、そういうものと、経済能力の問題その他のあらゆる社会状態その他経済状態を勘案いたしまして、これを、金鷲勲章といふような勲章を持っておつたから、これを対象としてやるというのではなくて、この年金制が廃止されたのであっても、その後の社会情勢、經濟情勢の変化によつて、これはひとと時金を支給するほうが妥当であるということございまして、必ずしも、ただ金鷲勲章という前提をもつて取

御了解を願いたいと思っております。  
○伊藤顯道君 その貧しきを憂えるということばがありますが、これは為政者にとって大事なことばだと思うのですが、繰り返しお伺いしておるよう、旧金鑄勅章年金受給者だけに救いの手が差し伸べられて、たとえば原爆、水爆の被爆者、ずいぶん気の毒な生活を送つておるわけです。こういう方々には何ら具体的に救いの手が差し伸べられておらない、こういう点は非常に大きな問題だと思います。この辺について、そういうふうな、明らかにこれは一方的である、こういう点に多くの問題があるわけですが、総務長官としてはどうお考えですか。

○政府委員(野田武夫君) 戦争の影響によつていろいろ被害をこうむられた国民の各層、各界に、いろいろまた各事態によりましてお氣の毒の方が非常に多いのでありますて、お話をとおり、まあできるだけこれらの方々に対しては手厚い処理をするということは、これはもう政治の一番大事なことであるといういまのことは全く同感でございます。しかし、やはりそのときの状態を考え、また、その前後の状態を考えますと、まことに広範でございまして、まだもちろん足りないことが多いと思つております。たとえば政府でやりました一つの例をとりますと、大体海外の方々にお氣の毒だというので、かつてやはり五百億のお見舞金を差し上げておる。まあいろいろ、決して勲章を持っている方でなくして、いう方には、たいへん海外で多年國家のためにお働き頼った方々にはお氣の

毒だというので、とりあえずそういうふうに處置もいたしております。また、いまお話をありました原爆の被害者、これはまあ何と申していいか、実にお気の毒でございまして、現在——ここに厚生大臣もお見えでございますが、政府はこれらの方々に対しては、その御病気に対する措置、まあいろいろな点において今までできるだけいたしておりますが、もちろんいまお話をとおり、決してこれが万全をはかつているといふまでは至っておりません。しかし、いままでのところは、これらの方々に対しましては今後もできるだけお手厚い取り扱いをしたい。これらが、いまあちよど原爆被害者のお話でございましたが、あるいはまた、それらの具体的な措置につきましては、ここに厚生大臣お見えでござりますから、お話し願えるかと思いますが、いまお話をとおり、政府は決して勲章を持つておった者を重点的に考えるとかあるのは勲章保持者をまず政府のそれらの救済の対象にするということは毛頭考へておりません。したがいまして、今までの金鷲勲章の受給者の措置につきましては、御承知のとおり、金鷲勲章は非常に功一級から階級がございまして、たが、そんな階級なんというものは、勲章の、勲等の差と、いうものは、一切考へないで、平等にこの法案によりますと七万円を差し上げるということになりますが、そんなものは、全然政府といたしましては、この法案の精神もどうでございますが、実態もそうですが、そんなんのことは、全然政府といたしましては、それが栄典制度の復活とか、あるいは栄典制度を中心として考えますと、どうしてもここに功一級と功二級は幾らという差別がつきますが、そんなものは、全然政府といたしましては、この法案の精神もどうでございますが、実態もそうでございます

が、この法案に沿いまして、先ほどお話をございましたように、また、私どもが御説明いたしましたように、これらの身分を持っている方で、今日の経済情勢にかんがみまして、かつて持つておられた既得権を少しでもひとつお助けしてあげたい、こういう考え方でございまして、政府はひとり金鷲勲章保持者ということではなくて、いまお話をとおり、万般におけるこれらの災いを受けられた方々に対しても、今日までできるだけいたしておりますが、まだまだ不完全でございますから、将来ともひとつそういう方面に頭を使って対策を立てたい、こう考えております。

○伊藤彌道君 厚生大臣は、衆議院の本会議のほうに二時三十分までにということでござりますので、以下厚生大臣に二、三お伺いしますが、まず旧金鷲勲章年金受給者であるうとながらうと、経済的精神的に不遇のうちに老残の日を送っている気の毒な方々に対しても、あたたかい手を差し伸べる必要がある、こういうことはわれわれも痛感しておるわけでございます。それにまづ根本的に、社会保障制度を抜本的に改善する以外にはなからうと思うのです。この点について、所管の厚生大臣としてはどのようにお考えですか。

○國務大臣（小林武治君） 近代的の社会保障といふものは終戦後非常なテンボをもって始められておるのでありますとして、社会保障としましての三本の柱があつて、生活保護の問題と、それから健康保持のための医療保障、それから老齢者の所得保障のための老齢年金と、この三つのものが三本の柱となる。この三つのものが三本の柱となる。社会保険をいたしておる。そういう

ことで、最近におきましては、三年ばかり前から国民の皆保険というものが行なわれて、医療保障が一応整つてきました。次に、国民年金が昭和三十四年から始まりまして、そうしてすべての国民は年金を受けられるようにする、この年金制度がありまして、これによつてすべての者が年金を受けられる、こういうふうな体制が整つてきておるのであります。しかし、まだこれらが経過の年数が少ないために十分な内容を持つておらぬ、こういふことは明らかな事実であります。今後内容をいたずれについても充実をしていく、こういうことになつております。国民年金のほうは拠出年金というものを主体とするものであります。現在すでに老齢である者は拠出年金に加入ができるので、これらについては障害年金、母子年金、老齢年金と、いわゆる福祉年金がすべて国家の負担によつて出されている。こういうことであつて、現在では老齢年金が月に一千円になつておりますが、この金額はなあきわめて不十分であるということでありまして、随次この内容を充実する。こうしたことにつとめてきております。それで現在まあ国民年金にしましてもいまの規定では月額三千数百円にしかならない。これでは所得保障としては不十分だという声が行なわれておりますので、これらを充実していく、あえずまあ国民年金と同じ厚生年金につきまして給付の改善をするといふことで、この国会にいわゆる一万円年金

とで、法案の審議をお願いすることに相なつておりますが、厚生年金をまず改善をいたしまして、続いてこの国民年金もぜひひとつ現在の所得保障としての実があげられるようひとつ改正をいたしたいと、こういうことになつております。拠出年金あるいは厚生年金はいまのようなやり方をしておりますが、続いていまのお話の老齢年金で、老齢者で拠出年金に入らない者は、いま月額千百円しか受けられない。これではさきまで不十分であるといたしましてもお話をすばり、すべての国民が年金によつて老後の所得を保障できるように、こういう方針でもって進んでいるということをひとつ申し上げておきます。

○伊藤頸道君 そこで特にお伺いしたいのは、旧金鷹勲章年金受給者であつて――前提があるわけですが、受給者であつて、経済的・精神的に不遇のうちに老残の日々を送つて、いる気の毒な人、こういう人だけを救済すればいいのか。それとも旧金鷹勲章年金受給者であろうとなかろうと、経済的・精神的に不遇のうちに老残の日々を送つて、いる気の毒な方はみな救いの手を差し伸べるのがいいのか。一体厚生大臣としてどちらをおとりになりますか。

○国務大臣(小林武治君) 私ども厚生当局としては、全国民を対象としての年金の制度を確立したい。こういうことを進んでおるのでございます。

○伊藤頸道君 そこでわれわれの希望としては、旧金鷹勲章年金受給者だけ

といふふうな体制が整つてきておるのであります。しかし、まだこれらが経過の年数が少ないために十分な内容を持つておらぬ、こういふことは明らかな事実であります。今後内容をいたずれについても充実をしていく、こういうことになつております。国民年金のほうは拠出年金というものを主体とするものであります。現在すでに老齢である者は拠出年金に加入ができるので、これらについては障害年金、母子年金、老齢年金と、いわゆる福祉年金がすべて国家の負担によつて出されている。こういうことであつて、現在では老齢年金が月に一千円になつておりますが、この金額はなあきわめて不十分であるということでありまして、随次この内容を充実する。こうしたことにつとめてきております。それで現在まあ国民年金にしましてもいまの規定では月額三千数百円にしかならない。これでは所得保障としては不十分だという声が行なわれておりますので、これらを充実していく、あえずまあ国民年金と同じ厚生年金につきまして給付の改善をするといふことで、この国会にいわゆる一万円年金

といふふうな体制が整つてきておるのであります。しかし、まだこれらが経過の年数が少ないために十分な内容を持つておらぬ、こういふことは明らかな事実であります。今後内容をいたずれについても充実をしていく、こういうことになつております。国民年金のほうは拠出年金というものを主体とするものであります。現在すでに老齢である者は拠出年金に加入ができるので、これらについては障害年金、母子年金、老齢年金と、いわゆる福祉年金がすべて国家の負担によつて出されている。こういうことであつて、現在では老齢年金が月に一千円になつておりますが、この金額はなあきわめて不十分であるということでありまして、随次この内容を充実する。こうしたことにつとめてきております。それで現在まあ国民年金にしましてもいまの規定では月額三千数百円にしかならない。これでは所得保障としては不十分だという声が行なわれておりますので、これらを充実していく、あえずまあ国民年金と同じ厚生年金につきまして給付の改善をするといふことで、この国会にいわゆる一万円年金

といふふうな体制が整つてきておるのであります。しかし、まだこれらが経過の年数が少ないために十分な内容を持つておらぬ、こういふことは明らかな事実であります。今後内容をいたずれについても充実をしていく、こういうことになつております。国民年金のほうは拠出年金というものを主体とするものであります。現在すでに老齢である者は拠出年金に加入ができるので、これらについては障害年金、母子年金、老齢年金と、いわゆる福祉年金がすべて国家の負担によつて出されている。こういうことであつて、現在では老齢年金が月に一千円になつておりますが、この金額はなあきわめて不十分であるということでありまして、随次この内容を充実する。こうしたことにつとめてきております。それで現在まあ国民年金にしましてもいまの規定では月額三千数百円にしかならない。これでは所得保障としては不十分だという声が行なわれておりますので、これらを充実していく、あえずまあ国民年金と同じ厚生年金につきまして給付の改善をするといふことで、この国会にいわゆる一万円年金

といふふうな体制が整つてきておるのであります。しかし、まだこれらが経過の年数が少ないために十分な内容を持つておらぬ、こういふことは明らかな事実であります。今後内容をいたずれについても充実をしていく、こういうことになつております。国民年金のほうは拠出年金というものを主体とするものであります。現在すでに老齢である者は拠出年金に加入ができるので、これらについては障害年金、母子年金、老齢年金と、いわゆる福祉年金がすべて国家の負担によつて出されている。こういうことであつて、現在では老齢年金が月に一千円になつておりますが、この金額はなあきわめて不十分であるということでありまして、随次この内容を充実する。こうしたことにつとめてきております。それで現在まあ国民年金にしましてもいまの規定では月額三千数百円にしかならない。これでは所得保障としては不十分だという声が行なわれておりますので、これらを充実していく、あえずまあ国民年金と同じ厚生年金につきまして給付の改善をするといふことで、この国会にいわゆる一万円年金



こりやしないのではないか、かよう  
考えておる次第でござります。

○伊藤顯道君 かつて受けていたいわゆる年金を打ち切られたために、經濟的、精神的に不遇のうちに老残の日々を送っている氣の毒な方々を救う必要がある、だからかくかくの手を打ちたいい、こういうことですが、よくこの前提出いただいた資料等にも出ておりましし、いま提案者の御説明を聞いても、中には相当、元閣下といわれたような方で、いまも恵まれた生活を送っている方もあるわけです、一部には。ところが、これは一律になつてゐるわけですね。そういう老衰の日々を送っている氣の毒な方々を救う必要がある——これはその人だけを取りはずせばまあ大事なことでこれはぜひやりたいわけですな。ところが、そうでない人も含まれているわけですね。これも内容のいい悪いは別として、かつての海外引き揚げ者に対しても法的にある種の補償を国會でやつたことがあります。が、その際は年収幾ら幾ら以上の者は除外すると、こういうふうになつておつたわけですね。ところが、今回はそういう制限はない。これはまあたいした大きな問題ではございませんけれども、ちょっといづれば提案者の説明としては受け取りがたいので、ちょっと筋の通つたお答えをいただきたいと思います。

がって、これはちょっと御訂正をいた  
ほど申し上げましたように、三級以下  
はごく少数であつて、大部分は七級、  
そうしてお詫のよう、ある所得制限  
でやるやり方と、こういう多數が一般  
で、いわゆる最下位であつて、そうち  
でごく少數の場合には、そこまで制限  
をせずにやる場合と、まあ両方あると  
存じます。その影響が多い場合には、  
お詫のような方法も必要かと存じます  
るが、今回の場合はまことに上方と  
申しまするか、当時の年金受給が多い  
方には、ごく僅少にしかすぎませんが、  
しかし、七級を中心とした場面におい  
て一時金七万円という金によって支給  
するということにいたした次第でござ  
いまして、上級はごく少數でございま  
すが、かのような方法をとつたわけでござ  
います。

上、日本の政府は全員を対象にして公平に貧しきを憂えずひとしからざるを憂えるというそういう政治の要諦を立つてこれを救済するのがいわゆる善政ではなかろうか。そういう角度から、さらには憲法上は旧栄典であつた金鷲勅章、そこに池田総理が言われたように、かつての地位というのは、そういう旧栄典であつた金鷲勅章所持者に限られているわけです。こういう点でいろいろ疑問の点がまだまだ解明されないままに質問が進んできたわけですが、したがって、こういう点を十分分解明する必要があるわけですねけれども、いろいろの都合でもうこれ以上質問できませんのでこれ以上はお伺いしませんが、特に提案者としてはいま申し上げましたことに対してどのようにお受け取りになるか、そのお考えをお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

生年金なりという特別な処遇をする  
ということは、これまた必要であろう  
と思う。全部そういうものを廃止して  
まつて、そうしてただ平等な社会保  
障においての処置は、これは幾ら社  
会保障が一般的な形において発達をい  
う困難であつて、やっぱりそれぞれの  
場においての立場もまたこれ許容  
いかなければならぬ問題だと存  
在します。したがつて、一方におきましても、  
は、共済組合年金あるいは雇用者に付  
しまする厚生年金、こういうものは、  
じく生活の保障ができる程度までの  
金制度を持つていて、それがいわゆ  
る社会保障としての全体のねらいに合  
致するのぢやないか。また、かつて死  
したような人たちに對して、そろそろ  
ろ政府が法律をもつて復活をして、  
うして現在御承知のように、扶助料等  
を出しておる、これもまた私は、決  
して社会保障的に逆行するものではな  
く、それと合わせて必要なものであ  
りて、ともにとつしていくべきものだと考  
えておる次第であります。そういう意  
味におきましても、かつての全額勵勵  
年金受給者に対して、そのとおりには  
いかないが、一時金として僅少ではな  
るが七万円の待遇を新たにする。大生  
徒來、こう約束しておると申します  
か、國家が契約保証してまいりまし  
中で、まずそのままの状態で年金的  
打ち切られておるのはこの問題だけであ  
るというくらいに考えるわけであります  
から、何とかひとつ、ここまでで

本の経済が復興してまいりました現においては、処置をすることが、こいまの日本の時代の思想的にもまた、これらの人たちに対する感じからも必である。といって一般社会保障制度、こういうものによつてすりかえよう、大前提としては伊藤さんのお話のとくに、われわれも十分推進していくべきものだと考える次第でございます。そういう点から申しますと、わざと七万円の一時金では、いわゆる社会保障的な立場から考えまして、むしろ私は、決して十分とは考えられないが、かつて持つておりましたそういう処遇に対する一つの廃止のあと始末の一歩としても、ぜひこの際これを実現させていただきたいと念願いたしております。  
○委員長(三木與吉郎君) 速記とめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(三木與吉郎君) じゃ速記(けてください)。  
他に御発言もなければ、質疑は終りましたとのと認めて御異議ございませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(三木與吉郎君) 御異議ないと認めます。よって質疑は、これにて終局いたしました。  
わよと速記とめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけてください。

ます。

政府側から武田官房長、北脇監察局長、宮川電波監理局長、増森人事局長が出席されております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤顕道君 本法案に関連して二、三お伺いしますが、最初、監察局関係の面でお伺いします。

まずお伺いしたいのは、郵政の犯罪

○政府委員(北信夫君) まずもてお答えしたいのですが、実は、先般異動によりまして、私監察局長になりましてまだ十日あまりでござりますので、あまり詳しいことは存じませんが、たゞ一昨年東京品川の南浜川事件等もございまして、どうしても防犯考査といふことに重点的に力を入れるべきだと、いう問題と、捜査につきましても、責任を明確にすべきだと、こういうようになってから一昨年の十月一日に東京郵政監察局のもとに六支局をつくりまして、また、大阪府にも大阪郵政監察局のもとに三支局をつくりまして、さら

確に分けました。さらに昨年の六月でも地区監察官室といふものをおきました。して室長を置きました。いわゆる管理事務、こういうものを分けまして、責任、権限というものを明確にしました。これがその後の検査、検査の第一線の仕事、管内全般でどうするかという問題の御質問であります。まだ機構の問題にまで至つて検討するよりも、むしろどうするかということに今後重点を置いていくこと、かように考えております。○伊藤頭道君 三十六年の八月二十日に行管が勧告しておるわけです。政業務について。その際行管の勧告指摘の問題を見ますと、こうなつておるわけです。「郵政犯罪は、漸増傾向をたどっているが、その検挙率が低いままで横ばい状態で推移しており特に郵便関係においては低調である。については、外部検査機関との協力がいっそく緊密にして、検挙率の向上を期する要がある。」こういう勧告をしておるわけです。その後どのように改政省としては当然これに対する報告をしておるわけです。それから、もうかれは三十六年ですから約三年経過するわけです。その後どのように改めておるのか、要点だけを簡単に聞かせいただきたいと思います。

もありまして、その後はさらに一そうち緊密な連携のもとに捜査を実施しております。ただ検挙率の問題でござりますが、特に郵便犯罪は特殊性がございまして、この間発生しましたような貯金犯罪などと違いまして瞬間に抜き取ってしまう、で、あとに証拠は残らない、それからこの犯罪の中には、たとえば夜間に郵便のポストに火気を投入する事件、こういったものも事件として入っておりまます。これは非常にその後の捜査が困難であります。そういうようなこともございまして事業別に見ますと、郵便犯罪が最も検挙率が低い、かような現状でございます。

○伊藤顯道君 犯罪には部内、部外とあるわけですが、部内の犯罪防止については、言うまでもなく郵政監察官の大幅な増員がまず一つの対策であると思ふんです。新年度においてこの監察官の官の増員ということは考えられておるのか、計上されておるのかということですね。そういう点はどうですか。

○政府委員(北脇信夫君) 御承知のように、定員法では監察官は七百名以内置けるということになつておりますが、現在員が六百二十七名ございまして、実定員からいいますと、若干過員になつております。と申しますのは、三十五、六年ごろ郵便の遅配問題、その他業務の正常運行というようないろいろな問題がございまして、若干の過員も人事局の承認を受けましてやつている、こういうような状況でありますし、また、かたがた昨年度相当御無理を願いまして、郵政監察官補といふものを從来百二十五名でありましたのを百名増員してもらいまして二百二十五名になりました。このほうで、

○伊藤顯道君 そうしますと、郵政監察官補の増員ということは具体的に考えているけれども、監察官そのものは増員しないということですね。

○政府委員(北脇信夫君) 監察官補の増員は、これは昨年度実施したわけでございます。

○伊藤顯道君 この点について大臣ちょっと、これはむしろ質問というよりお願いするわけですが、これから郵政犯罪についてなお二、三お伺いするわけですが、結局非常に郵政犯罪が漸増の傾向にある、いろいろ対策はありますようけれども、部内の犯罪のいわゆる対策の一つとしては、郵政監察官あるいは郵政監察官補ですね、こういうものの定員増をはかつて、いわゆる人材要素を拡充していく、それだけでは成果はあがらぬでしようけれども、こういうことと一つの有力な対策で、やはり私どもは地方の出先を回って見てもそういう感を深くするわけです。なかなか監察官の手が足りないで縦密な検査はできません、こういうような実情から特にお伺いし、お願いするのには、やはり監察官ないしは監察官補の定員増ということが当然考えられてかかるべきだと思うのですが、この点だけをひとつお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(古池信三君) 郵政犯罪があとを断たないということはまことに残念なことでございまして、特に最近静岡市内において大がかりの犯罪が行

なわれたということに対しましては、全く弁解の余地のないところでございまして、申しわけないことと考えております。そこで、郵政犯罪に対しましてはいろいろな態様があるわけでございますが、私としましては、まず第一に、この犯罪を起こすような余地ながらしめるという予防、防止対策が、第一に重要なことであろうと考えます。第二には、もしもそういう犯罪が起こった場合には、一日も早くこれを発見して、その被害を最小限度に食いとめる、こういうことが必要であると考えまして、それには何といいましても、監察官並びに監察官補といふうな特別にそういう職責を持った職員をできるだけ増員もいたし、手抜かりのないようにしていくことが必要であるうと考えております。ただこれには相当予算も要ることでありますし、特に御承知のように、政府としましては、できるだけ人員の増員ということは、万やむを得ない場合のほかは、できるだけ抑制していく、こういう方針のもとに進めておりまする関係もありまして、私どもが希望するおりに認められていないということはありまするが、将来はできる限りこういう点については増員もいたしまして、遺憾なきを期したいと、こう考えております。

う方向にいまいっておるのか、その方  
向をお聞かせいたされねば……。

○國務大臣(古池信三君) 御承知のよ  
うに、國鉄等に輸送を委託しておりま  
すが、この車両につきましては、特別な車  
両をつくりまして、郵便車と申してお  
るいは九州あたりにも配達ができる  
ということになりますので、その点  
についていま研究もし、実行計画を立  
てつたる次第でございます。

もなく、おどろくとすれば、人材も少な  
いし、監督の立場にあるその方がやる  
んだから、やりやすく、またばれにく  
いというようなことで、十二年間にわ  
たって三千六六十万円、まあこういうよ  
うな問題が出てこようと思うんです  
が、したがって、特定局についてはい  
ろいろそういう意味でも問題が多くあ  
うと思うのですが、こういう点にかん  
がみて、今後どういうふうな基本的な  
対策を考えておられるのか、その重点  
的な問題だけを御説明いただきたい。  
こまかいことは要りませんが。

○國務大臣（古池信三君） 今日、日本  
の郵便局は総数で約一万六千局ばかり  
でございます。そのうちで普通局と申

ついでに、監察官を充実いたして、できる限り早期にこれを發して、対策を考える、こういうふじて、いる次第であります。それ定局に多いではないかというおられます、が、犯罪全体として見まこと、必ずしも特定局に限つて多うわけではございません。普通相当な犯罪があるのでありますしかし、今回のように十年以上して犯罪を犯し、しかもこれがるに至らなかつたということはりわれわれ十分検討してみなくらない余地があると考えます。にも特定局は少數の人数でやつますから、そのうちの一人がでやりますする仕事が非常に多いります。まあいわばその権限が

ことによつて、本的な問題が現れる。政府は、いかにこの問題を解決するかが、重要な課題である。そこで、まず、この問題の背景と、これまでの対応について述べ、次に、今後の対応策について検討する。

主な分野は、農業・漁業の生産性向上、水土保全等。

数年間非常によくなりましたので、この道路を利用して自動車輸送ということも今後大いに力を入れてまいらねばならぬと考えております。これについては従来とも郵便遞送自動車会社という専門の民間の会社がございますが、わゆる赤自動車の会社であります。これらも私ども十分に力を入れまして、近距離はもとより、道路の完備したところについては自動車輸送も充実してまいりたいと考えております。さらに長距離の、たとえば九州でありますとか、北海道というようなところにつき

種、第二種は飛行機を利用しておられます。しかしながら、今後の社会情勢にかんがみまして、やはり九州、北海道等は速達でなくとも第一種、第二種等の郵便物はこの飛行機を利用することを考えたい。そうしますと、大体二日目にはそれぞれ北海道あたり、あるいは九州あたりにも配達ができるということになりますので、その点についていま研究もし、実行計画を立てつつある次第でございます。

○伊藤頸道君 先ほど大臣も指摘されました、名古屋の郵政監察局管下の静岡支局ですか、そこで三月の十二日、静岡の七間——これは特定局だと思いますが、七間郵便局長の奥さんが業務上の横領で検挙されたと、まあこういう報道を受けたわけですが、これはまあずいぶん期間が長いんですね。

二十七年六月から本年三月まで、実に十二年間にわたって百七十一口定額郵便貯金、額は大体三千六十万円にもなる。これは膨大な額だと思うんですが、こういうものを一婦人が横領したという、これはまあより類例のない問題だと思うんですが、この問題もいろいろお聞きすると、四年前に一応発覚しかけたんだけれども、巧妙な手先でまたうやむやになってしまったと。これは犯罪総額からいうと郵政史上でも三つの中に入るとかいわれておる。事はどうぞようて大きなものであり、いわゆる実損の点からいうと一番大きいんだという報道もあるわけですね。これはまあ一つの例ですけれども、いずれもあちこちの犯罪を調べるとほとんどが特定局に限定されておるわけですね。まあ特定局というのは、言うまでも

もたぐいもふとすれば、人材も少な  
いし、監督の立場にあるその方がやる  
んだから、やりやすく、またばれにく  
いというようなことで、十二年間にわ  
たって三千六十万円、まあこういうよ  
うな問題が出てこようと思うんです  
が、したがって、特定局についてはい  
ろいろそういう意味でも問題が多かる  
うと思うのですが、こういう点にかん  
がみて、今後どういうふうな基本的な  
対策を考えておられるのか、その重点  
的な問題だけを御説明いただきたい。  
こまかいことは要りませんが。

○國務大臣(古池信三君) 今日、日本  
の郵便局は総数で約一万六千局ばかり  
でございます。そのうちで普通局と申  
しますのは約一千局、したがって、残  
りの一万五千近くの局が特定郵便局で  
ござります。ただいまの御指摘になり  
ました局も静岡七間局と申しまして、  
市内にあります、ごく小さい無集配  
特定郵便局でございます。そこでかよ  
うな大きな犯罪を犯しましたことは、  
まことに先ほど申しましたように、遺憾  
しそくなことでござりますが、これ  
に対しまして、今後かようなことを二  
度と繰り返して起こさないために、  
どういう方法が考えられるかといふこ  
とですが、まず第一には、特にこの場  
合は貯金の事務でございます。これに  
限つて考えてみると、貯金の扱いの  
事務上にまだ不完全な点があるよう  
な思われます。したがって、今後はこの  
うな犯罪を犯すすきのないような制  
度、方法を採用してまいりたいと考え  
ております。第二には、それでもなお

ついで、監察官を充実いたして、できる限り早期にこれをを定局に多いではないかというおられます。ですが、犯罪全体として見ますと、必ずしも特定局に限って多うわけではございません。普通相当な犯罪があるのでありますしかし、今回のように十年以上して犯罪を犯し、しかもこれが至らなかつたということは、われわれ十分検討してみならない余地があると考えます。にも特定局は少数の人数でありますから、そのうちの一人がてやりまする仕事が非常に多いります。まあいわばその権限がけでありまするから、多数の人して仕事をやれば、なかなか犯罪も起こしにくいであります。が、一人ですべて処理してやうになつており、また、やらな局の運営があつまくいかな、こうな事情もありまするので、そ相まって今回のような事件が発考えております。これらにつ今後十分に検討をいたしましてうなことを再び起きないようにまいりたいと、こういうふうにおります。

○伊藤顯道君 次に、二、三、長にお伺いしますが、最近郵便物ともにどんどん複雑、膨大になつてゐるといふ現状の原因を、区域ではだいぶ職員の業務の負担うと思うのですけれども、こ

「参れませんので、人事局長からお答えいたします。郵便物が非常に激増しておりこれから最近の傾向いたしまして、都市周辺に非常に激増している傾向が見えております。したがって、ただいま先生の御指摘したように、都市等で非常に要としたところは、おちいっていることは事実でござります。」

中華書局影印  
清道光刻本  
廣雅

一つであるうと思います。こういふことは、いろいろあるのです。こういふことは、だんだん傾向が前向きに進んできようと思つて、一体いまの方向はどうなのか。まあ、大綱だけを、こまかいことは要りませんから……。

そこで、いまのことにつき加えて、ついでだからお願ひしますが、そういうことになると、郵政省にたとえば自動車局といふようなものをつくれば、郵政省独自で自動車局で管掌してそれでどんどんこういう問題を解決していく。そこでそういうようなお考えがあるのかないのか。まあ、もしあるとすれば、いつごろからそういう方向でいこうとするのか。そういうことについてお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(古池信三君) 詳細なことにつきましては担当の事務局のはうからお答えいたしますが、ただいまの、郵政省の中に自動車局をつくって郵便遞送用の自動車業務をみずから行なう考え方があるかどうかといふ尋ねに對しましては、私は今日の段階におきましては、やはり専門の自動車通送の会社に請け負わせてやることが經濟的目的である、かよくな見地から直轄の自動車輸送をやるということは考えておりません。

○説明員(安田清広君) 國鉄の輸送の合理化に伴いまして、郵便関係としましても、従来各駅にとまっていたものが飛び飛びにとまるかこうになるわけでございます。そうしますと、そのとまつた駅の間の輸送のしかたといふものがおのずから自動車にかえていか

なければならぬといふ問題があります。その面につきましては、実は國鉄の集約輸送計画は大幅であったのが、ことしの十月の段階におきましては、さほど影響のない状態になつておるので、今後本番になつてきました場合に、は、それに対応しまして、そいつた間の自動車輸送という面を強化していくことになります。また、先ほど大臣からお話をありましたように、遠距離の九州とか北海道方面につきましては、時間的なものをスピードを確保する面からもこれを航空輸送に切りかえていく考え方を持っておるわけでありまして、自動車の輸送につきましては、方法論としましては、会社に送らせていく、そのやり方をどうするかにつきましては、今後よく実態に即応してまいりたいと考えております。

業員の不満の処理については、たとえ、意見調査、コミュニケーション等これを補う方法について考究中である。」こういう意味の回答を出しておるわけです。現在この苦情処理制度はどういうに運用されておるか、その大綱について要点だけを簡単にお聞かせ願います。

○政府委員(増森孝君) 苦情処理委員会につきましては、いま先生が読まれたように行管から勧告がありまして、私どももこのような返事をしておるわけであります。それにいたしましても、この処理制度というのをつくりましたのは昭和二十九年でございますけれども、行管が指摘いたしましたようになるほどうまく活用されないといふことは事実でございます。と申しますのは、一つには、手続上ちょっとめんどうであるということ。

それから第二番目の問題としましては、不平不満がありましたときにすぐ手近かな、いわゆる団体交渉の形ですぐに対理者と組合側が片をつける、そのほうが手っ取り早いというふうな意味から、この苦情処理委員会というものがよく活用されない、こういう実情にござります。しかし、せつかごございましまし、また、これを利用する件数というのも相当地ございますので、組合とも昨年十二月に改定期にございましたので、いろいろ検討いたしまして、これらの苦情処理委員会等について、今後改善をしていこうではないかということでもって今度また新たに組合と話し合いまして、ちょっと改正をいたしまして、そうしてまた協

約を結んでいくという状態でございます。そこで、私どもとしましては、できるだけ従業員の不平不満というものを持たぬよう三審制度をとっておりますので、せっかくございますので、これらについては今後できるだけお互いに組合、官を開わず、お互いにこの制度を生かしていくことといたしまして話を合つておる実情でございます。

○伊藤頭道君 最後に放送局関係の面で電波監理局長さんに二、三お伺いします。NHKの前橋放送局は、かつて中継放送はもちろんやっていますが、そのほかに電波の免許を受けているわゆるローカル放送も行なっておったわけです。それで県の教育、文化、経済、産業、こういう面に格段の貢献をしてきたわけですが、これはいつの間にか立ち消えになつて、またもとの中継放送局だけにとどまつて現在おるわけです。そこで、昨年県をあげてローカル放送局としての再建を郵政省に要請して今日にきたわけです。そこで、お伺いしたいのは、その後どのようになつておるのか、現段階における結論だけを簡単にお聞かせいただきたい。

○政府委員(宮川岸雄君) NHKの広域放送と申しております関東一円を大電力をもつてカバーするこういう放送地域圈、その中におきまする県域放送といふものにつきましては、NHKからそういう申請が出していることは確かであります。現在広域放送圏内の県域放送はどうあるべきかという問題でございまして、ただ中波の放送だけにおいてこれ

放送あるいは今後予定されてしまうまでは免許の方針を定めたいと思っておりますFM放送、そいつた全部の電波による放送体制をどういうふうにするかといふことを考えた上におきまして決定してまいるのがいいであろうということに現在態度をきめておるのでござります。そういう放送は、電波の事情の許す限りやりたいという考えは持っておりますけれども、全体のあり方を十分考えた上で処してまいりたい、こういう考え方でございます。

○伊藤頼道君 これはNHKでもそのローカル放送局としての再建を熱望して、昨年度の予算にはもう前橋放送局のローカル放送局としての予算を計上し、国会でも承認されて今日に至ったわけです。それと、昨年たしか六月ころであったと思いますが、関係者がいろいろお伺いした際に、現在電波調整の検討中であるということ、そしてすでに北関東三県のうちで茨城、栃木はすでにいわゆる本免許になって本放送を開始しておるというようなことから、結論は早期実現に努力したいと、そういう意味の御回答であったわけです。もちろん前の西崎電波監理局長時代のことになります、昨年の六月ころですから。そこでお伺いしたいのは、早期実現に努力したいとお答えがあつて、それから一年たつてますが、現在はどうなつておるか、その見通し等についてお聞かせいただきたい。

○政府委員(宮川岸雄君) 先ほどの御質問また私の御答弁いたしましたものは、N.H.Kの広域圈内における県域放送の問題でございます。これは御指摘

のように、昨年度の予算に計上されましてそのまま本年度に繰り越しになつてゐるわけでござります。それから民間放送が水戸それから宇都宮というのに、これは三十七年の七月に免許になつたわけでござります。そのときの電波の事情から、非常に窮屈ではあつたのでござりますけれども、特に非常に要望の熾烈でございましたこの二県につきまして民間放送を許したのでござります。その後中波の事情——中波と申しますのはラジオに使っております波のことですが、外國の混信その他がございまして、年々非常に電波の事情が窮屈になつてまいっております。そういう事情と同時に、先ほども申しましたFM放送というものの中波がまた新しく出てまいりまして、また、それが具体化する日も近いということに相なつておるのでござります。現在FM放送のあり方といふようなものの検討の場合に、一緒に含めてそれも民間放送の場合も考えたい、こういうふうに考えております。しかしながら、御指摘のように、県に密着した放送というものはやはり必要であるという考え方立ちまして事を進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

年を経過しておるわけです。そこで特に一年から二年にかけて関係方面へ木についてもうすでに放送を開始している。そこで電波免許については大体三年おきに更新されると、こう承つておるわけですが、次回は四十年度ということにならうかと思います。三年おきということがありますと、そこで問題は、その年度の途中でも免許の方法はあるというようなお話を承つておるわけですが、結局こういうような実情から、特に民間放送については栃木県の体制が必要条件であるといふ、そういう大前提に立つて、群馬県ではそういう体制はもう確立しておつて、手続も完了しておる。ただ電波の免許を一日千秋で待つておるわけです。こういう中でひとつ何とか早急にこの電波の免許を一刻も早くもらいたい。で、昨年代表者がお伺いした際に、早期実現に努力したい、こういう意味の御回答が郵政省からあつたわけです。それから前のNHKと同じように一年以上経過しておるわけです。その後どうなつたのか、その見通しはどうかというようなことを最後にお伺いして、時間もございませんから、これで最後の質問といたします。

見えて、群馬県は県をあげて一致して一般放送事業の免許を希望しておるからせひこれを免許してほしいという御陳情がございました。私は御趣旨はまことにごもっともと考えましたので、事務当局と申しますか、技術当局に指示いたしまして、これが実現できるかどうか十分に検討をしてもらいたいと、後電波監理局におきましていろいろと苦心をして技術的な面を研究してみたのであります。問題はやはり現在の段階においては中波において割り当てるべき波がない、こういうことの回答が参りまして、これは何としましても波の割り当てるべきものがなければどうにもしかたがないというのが実情でございます。仰せのように、来年の六月は、ちょうど一般の放送事業者に対する再免許の機会になるわけでございます。と同時に、御承知と存しますが、郵政省には、今日、設置法に基づいて臨時放送関係法調査会が設けられておりまして、一昨年の秋以来、調査会の委員の方が非常に熱心に今後の日本におけるラジオ並びにテレビの放送体系はいかにすべきかということの検討を進められておるわけでござります。と申しますのは、ラジオにおきましては、新たにFM放送という問題が出てまいりましたし、また、テレビのほうにおきましては、従来のVHFに対立しましてUHFという放送の普及が必要ではないかという意見が出てまいりましたので、それらをあわせ考えて、いかにしたら今後の日本として最もつばな放送体系が確立できるかという問題の検討中でございます。その答申が、おそらく六月ころには得ら

れるのではないかと期待しておりますが、さような答申がありました暁には、この答申を十分尊重しながら、これに基づいて、おそらく放送法等の關係法律の改正も考えねばならぬと思ひますし、また、実際の免許にあたりましても、かような全体としてながめた体系の上において具体的の行政処分としての免許をやってまいりたい、かよううに考えておりますので、しばらくの間、その情勢の推移をひとつ見ていただきまして、われわれとしましては、何とか皆さんの御希望にできる限り沿いたい、こういう考えであるということを御了承いただきたいと存じます。

○村山道雄君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております郵政省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたいたいと存じます。修正案はお手元にあります。修正案に対する御了承を願いたいと思います。

次に、その理由を申し上げます。この法律案は、昭和三十九年四月一日から施行することになつておりますが、四月一日はすでに経過しておりますので、附則中の昭和三十九年四月一日を公布の日に改める必要がござります。よつて、ここに修正案を提出する次第でございます。

以上、修正部分を除く原案に賛成いたしまして、私の討論を終わります。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三木與吉郎君) 御異議なしと認めます。

それでは、これより郵政省設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。まず、討論中にありました村山君提出の修正案を問題に供します。村山君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(三木與吉郎君) 全会一致で認めます。よつて村山君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。討論中にお述べを願います。

す。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三木與吉郎君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は、全会一致をもって可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

昭和三十九年四月二十五日印刷

昭和三十九年四月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局